

憲 法

(問 題)

2027 年度

注 意 事 項

1. 問題冊子・解答用紙・貸与六法は、試験開始の指示があるまで開かないでください。
2. 科目ごとに、指定された解答用紙を使用してください。
3. 問題冊子・解答用紙・下書用紙・貸与六法の印刷不鮮明、頁の落丁・乱丁および汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督員に知らせてください。
4. 貸与六法への書き込みは、不正行為とみなすことがあります。
5. 解答は、黒インクのボールペンまたは万年筆（ただし、インクがプラスチック製消しゴム等で消せないものに限る。）で記載してください。ラインマーカー、色鉛筆、修正液等は、問題冊子・下書用紙に使用することを許可しますが、解答用紙に使用した場合は、不正行為とみなすことがあります。
6. 試験開始の指示の後、解答用紙表紙の所定欄に、受験番号、氏名を記入してください。受験番号は正確に2箇所に入力してください。数字が読みにくいと採点されないことがあるので、注意してください。受験番号の入力にあたっては、次の数字見本にしたがってください。試験終了後の受験番号を含む答案の修正については一切対応しません。

数 字 見 本	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
---------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

※判別不能な数字の例 77 000 8888 99 22

「1」「7」 「0」「6」「9」 「4」「5」「6」「8」 「4」「9」 「2」「3」

7. 解答用紙表紙の受験番号、氏名欄以外に、受験者の氏名または特定人の答案であると判断されるものが記載されている場合は、不正行為とみなすことがあります。
8. 問題冊子・解答用紙・下書用紙・貸与六法の取替え、追加配布は行いません。なお、解答用紙のステープルは取り外さないでください。
9. 解答は横書きとし、解答欄の枠内に書いてください。解答欄の枠外（着色部分等）に記載した場合には、当該部分は採点されません。
10. 解答は1頁から連続して記載し、途中で空白の頁を生じさせないでください。誤って頁をとばした場合は、解答が連続していることを明らかにしてください。
11. 解答を訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は斜線で、1行の場合には横線で消して、その次書き直してください。
12. 解答を1行おきに空けて記載した場合や、解答用紙を下書きに使用した場合は、答案のすべてを無効とすることがあります。
13. 試験終了の指示が出たら、すぐに解答を止め、筆記用具を置いてください。終了の指示に従わず筆記用具を持っていたり、解答を続けた場合は、不正行為とみなすことがあります。
14. いかなる場合でも、解答用紙は必ず提出してください。

問題（80 点）

次の二つの事件を読んで、下記の〔設問 1〕および〔設問 2〕に答えなさい。

【第 1 事件】

X は、新空港建設反対を目的とする集会を開催するため、A 市の設営する市民会館の使用を申請した。X の所属する団体には過去に敵対する団体甲との間で暴力事件を起こした経緯があった。X に市民会館を使用させると甲の介入によって付近一帯が混乱に陥るおそれがあることから、A 市総務部長は、同会館の使用に関する市の条例に定める「公の秩序をみだすおそれがある場合」にあたるとして、不許可とした。そこで X は損害賠償を求めて A 市を訴えた。

【第 2 事件】

Y は、自らの加入する労働組合の幹部が何者かに殺害され、その合同葬儀を開催するため、B 市の設営する福祉会館の使用を申請した。この殺人事件は内部抗争によるものとの新聞報道がなされていた。福祉会館の館長は、Y に同会館を使用させると会館内に混乱が生ずるおそれがあると危惧し、会館の使用に関する市の条例に定める「会館の管理上支障があると認められるとき」にあたるとして、不許可とした。そこで Y は損害賠償を求めて B 市を訴えた。

〔設問 1〕

【第 1 事件】と【第 2 事件】において、X、Y が行う共通の憲法上の主張はどのようなものだと考えられるか、答えなさい。

〔設問 2〕

【第 1 事件】と【第 2 事件】のそれぞれについて、判例をふまえると、裁判所はどのような憲法判断を行い、どのような結論に至ると考えられるか。その当否に関する私見についても、併せて答えなさい。

【参考資料】

地方自治法

第 244 条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

2 普通地方公共団体（次条第 3 項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

〔以下余白〕